

# 集落営農法人設立後の運営支援

## ■ 管内集落営農法人 ■

(中讃農業改良普及センター 大西智司 ○瀧川裕史 集落営農、農産経営、経営改善担当)

### ●対象の概要

中讃管内の集落営農組織においては、平成15年度の農事組合法人設立をはじめとして、表-1のとおり法人が設立されている。

表-1 年度別の集落営農法人設立状況

年度	設立数
平成15年	2
平成18年	3
平成20年	1
平成21年	1
平成22年	2
平成23年	3
平成24年	7
平成25年	3
平成26年	15
平成27年	12
平成28年	4
平成29年	4
平成30年	8
計	65

平成30年度においても、綾川町で2法人、善通寺市で4法人、まんのう町で2法人の設立がみられ、中讃管内の集落営農法人数は65となっている。この他に坂出市にJA指導型の法人が6ある。

担い手不在地域で「地域の農業(麦作・農地)を守る集落営農」を目的に、取組みが進められた結果、麦、水稻を主な栽培品目とし、機械の共同所有や共同作業により機械導入コストの削減と効率的な作業が実現している。



法人共同コンバインの操作説明会

### ●課題を取り上げた理由

法人設立当初は、手探りで法人経営を行っている現状にある。

集落営農の法人経営においては、現場の栽培管理作業とあわせて出役管理や会計の事務作業を行う必要がある。特に会計事務では複式簿記や消費税を扱うため、経験不足の会計担当者への支援が求められていた。

また、会計決算と併せて「農業経営基盤強化準備金」(以下「準備金」)の手続きを行う必要があるが、事務処理が煩雑であるため、支援が求められていた。

なお、中讃管内では、法人間の情報交換と技術研さんを目的として、平成24年8月に「中讃地域集落営農法人協議会」(以下「法人協議会」)を設立し、情報交換会や研修会が行われている。当協議会には新旧多くの法人が参加しており、将来の法人経営の改善に向けた研修会等の実施が強く求められている。

### ●普及活動の経過

#### 1 法人会計事務への支援

経営改善担当と連携して法人会計事務の支援を行い、決算の円滑化を図った。

中讃管内の集落営農法人の決算時期は、2月、3月、7月、8月、9月、12月である。毎回該当法人を集めて、税理士、香川県農業会議職員同席のもと簿記データのチェックを行い、正確な記帳ができるよう各法人の会計担当者の支援をしてきた。



集落営農法人決算会

新たに設立した法人に対しては、簿記の初心者講座を開設し、基礎知識を習得してもらい、日常事務ができるように支援した。

また、会計決算と同時に「準備金」の手続きが必要となることから、決算の完了した法人を集め、中国四国農政局香川県拠点と連携し、積立、取崩しの申請手続きを行った。

## 2 法人協議会と連携した研修会の開催

「法人協議会」と連携し、経営改善研修会を7月、農業機械安全利用研修会を1月に開催し、経営改善の考え方や農作業安全のポイント、農業機械の最新情報の提供など法人経営の改善と発展に資する研修を行った。



経営改善研修会



農業機械安全利用研修会

## 3 その他要請活動への支援

法人設立後、必要に応じて行う役員変更登記等について、法務局への手続きが適切に行われるよう働きかけた。

## ●普及活動の成果

### 1 法人会計担当者の負担軽減

各法人の会計決算の支援を行い円滑化を図ることにより、会計担当者の負担を軽減できた。

また、会計の手引き（改訂版）を策定し、決算会を通して法人の会計担当者に売上、原価、補助金、

消費税、準備金等に関する理解の促進を図った。

「準備金」手続きでは、普及センターで日を決めて順番に行うことで、農政局担当者同席の手続きの円滑化が図られた。

また、会計担当者には「準備金」と「農業経営改善計画」の制度を知ってもらったことで、次年度以降の対応が円滑に行えるようになった。

## 2 法人協議会による研修会の実施

26 法人 48 人が参加した経営改善研修では、法人経営の重要な課題である経営改善の考え方について、税理士に講演をいただき、法人の経営責任者に経営の着眼点を学んでもらった。

24 法人 62 人が参加した農業機械安全利用研修では、農作業安全啓発と最新農業機械技術の紹介を行った。法人会員には改めて農作業安全の大切さとスマート農業の展開を視野にいれた最新の農業機械技術を学んでいただいた。

## 3 その他法人運営の支援

法務局への変更登記等が円滑に行えるようマニュアルを策定し、法人担当者の負担軽減につながった。また、各法人の定例会などで栽培技術等の情報提供を行い、栽培管理作業の円滑化を図った。

## ●今後の普及活動の課題

### 1 継続可能な法人運営に向けた支援

集落営農法人は、主に集落内の定年退職者が参加し設立されているが、設立から年数を経過すると構成員が高齢化し、後継者問題が顕在化している。地域の農地と農業を守る集落営農組織を継続するために、将来的な活動について組織内の議論を活発化する必要がある。

### 2 個々の実情に応じた発展的な法人運営に向けた支援

集落営農法人は水稻、麦栽培を主体として経営を行っており、常時雇用できる収益は確保できていない。将来、法人をどの方向に誘導していくのが良いのか、法人ごとに支援の方向性を明確にしておく必要がある。